

別記様式第1号の2の2の2（第4条、第51条の11の2関係）

全体についての消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

川崎市消防長 殿

統括  防火 管理者  
 防災  
 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

別添のとおり、全体についての  防火  防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。

管理権原者の氏名  
 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）

防火対象物  
 又は \_\_\_\_\_ の所在地  
 建築物その他の工作物

防火対象物  
 又は \_\_\_\_\_ の名称  
 建築物その他の工作物  
 （変更の場合は、変更後の名称）

防火対象物  
 又は \_\_\_\_\_ の用途  
 建築物その他の工作物  
 （変更の場合は、変更後の用途）

令別表第1

( ) 項

その他必要な事項  
 （変更の場合は、主要な変更事項）

受 付 欄\*

経 過 欄\*

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

# 全体についての防火・防災管理に係る消防計画

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この全体についての防火・防災管理に係る消防計画は、消防法（以下「法」という。）第8条の2第1項及び第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2第1項並びに消防法施行令（以下「令」という。）第4条の2の6及び令第49条において読み替えて準用する令第4条の2の6に基づき、                    （以下「当該建物」という。）の管理権原者の協議により、建物全体の統括防火・防災管理及び自衛消防組織についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この全体についての防火・防災管理に係る消防計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当該建物に勤務し、出入りする全ての者
- (2) 当該建物の防火・防災管理業務を受託している者
- (3) 当該建物及び敷地内の全て

## 第2章 協議会の設置等

(協議会の設置)

第3条 当該建物の統括防火・防災管理を行うため、別表1の構成員をもって、統括防火・防災管理協議会を設置するとともに、消防法第8条の2の5の規定に基づき、火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行う自衛消防組織に関する協議会（以下「自衛消防協議会」という。）を設置する。

2 統括防火・防災管理協議会及び自衛消防協議会（以下「会」という。）の事務局は、当該建物管理事務所に置くものとし、代表者（以下「会長」という。）、統括防火・防災管理者及び統括管理者の指示のもので、本会の事務を行う。

(会長等)

第4条 本会の会長は、別表1のとおりとする。

2 副会長は、別表1のとおりとする。

3 会長は、管理について権原を有する者（以下「会構成員」という。）と相互に意思の疎通を図るとともに、統括防火・防災管理者及び統括管理者に防火・防災上必要な指示、命令をすることができる。

4 会長は、各会構成員の管理権原の及ぶ範囲を把握する。

5 会長は、次の事項を変更した場合、消防機関に届出をする。

- (1) 会構成員の管理権原者を変更したとき。

- (2) 会長、統括防火・防災管理者又は統括管理者を変更したとき。
- (3) 自衛消防組織を変更したとき。
- (4) 建物全体についての防火・防災管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更
  - ア 受託者の氏名及び住所
  - イ 受託方式
  - ウ 受託者の行う防火・防災管理業務の範囲
  - エ 受託者の行う防火・防災管理業務の方法
- (5) 本会事項において重大な変更をしたとき。

6 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は、その職務を代行する。

#### (会の事業)

第5条 本会は、共同で防火・防災管理を行うための基本的事項について協議するとともに、共同して自衛消防組織を設置し、運営するための必要な事項について協議し、決定するほか、次の事項を審議及び研究する。

- (1) 全体についての防火・防災管理に係る消防計画の審議及び承認
- (2) 統括防火・防災管理者及び統括管理者の選任に関する事。
- (3) 消防法令等防火・防災管理業務に関する法令の研究
- (4) 自衛消防組織の整備及び訓練の実施方法等の研究
- (5) 廊下等の共用部分の管理方法等の研究に関する事。
- (6) 全体についての防火・防災管理に係る消防計画の効果的実施についての審議及び研究
- (7) 地震時の対応についての研究
- (8) 警戒宣言が発せられた場合の対応についての研究
- (9) 全体の訓練及びその結果の見直し
- (10) 全体の被害想定
- (11) 自衛消防組織に係る協議事項の審議及び承認
- (12) その他必要な事項

#### (会の開催)

第6条 会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- (1) 定例会は、 月、 月の年 回開催する。
- (2) 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。

### 第3章 統括防火・防災管理者等の責務等

#### (統括防火・防災管理者及び統括管理者の選任)

第7条 統括防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者選任(解任)届出書によるものとする。

- 2 統括管理者は、自衛消防組織設置(変更)届出書によるものとする。
- 3 会長は、会で協議され承認された統括防火・防災管理者選任(解任)届出書及び

自衛消防組織設置（変更）届出書を、会構成員を代表して所轄消防署に届け出るものとする。

（統括防火・防災管理者の権限と責務）

第8条 統括防火・防災管理者は、この全体についての防火・防災管理に係る消防計画の実行についての全ての権限をもって、次の業務を行う。

- （1）全体についての防火・防災管理に係る消防計画の作成変更に関すること。
- （2）各事業所の防火・防災管理者又は防火・防災担当責任者（以下「防火・防災管理者等」という。）及び防火・防災管理業務に従事する者に対する指示、命令並びに必要な報告に関すること。
- （3）自衛消防訓練の実施に関すること。
- （4）防災センターまたは指揮本部を中心とした災害対応に必要な情報管理体制及び自衛消防活動体制の維持管理に関すること。
- （5）防災センターまたは指揮本部の災害発生時における初期対応判断に関すること。
- （6）会構成員等への防火・防災管理上必要な事項の報告、助言に関すること。
- （7）工事中の安全対策に関すること。
- （8）火気使用制限及び禁止に関すること。
  - ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
  - イ 火気使用場所及び火気使用禁止場所の指定
  - ウ その他必要な場合における火気使用の制限又は禁止及び危険な場所への立入禁止
- （9）その他防火・防災管理上必要と認める事項に関すること。

2 統括防火・防災管理者は、各事業所の防火・防災管理者等からの報告に基づき調査を行い、必要事項について消防機関へ届出又は連絡を行うとともに、防火・防災上必要な措置を命ずることができる。

（会構成員の責務）

第9条 会構成員は、建物全体の安全性を高めるよう努めなければならない。

- 2 会構成員は、それぞれの防火・防災管理体制を確立した上で、建物全体の自衛消防活動の全般について共同して責任を負う。
- 3 会構成員は、自衛消防隊長、防災センターまたは指揮本部を管理する代表者及びそれらの代行者に防災センターまたは指揮本部を中心とした自衛消防活動を行うための権限を付与するとともに、適切な自衛消防活動を行うための体制を維持する責任を負う。

（各事業所の防火・防災管理者の責務）

第10条 各事業所の防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火・防災管理上必要な事項について統括防火・防災管理者に報告又は承認を受けなければならない。

- （1）用途及び設備を変更するとき。

- (2) 消防計画を作成又は変更するとき。
  - (3) 防火・防災管理者を選任又は解任するとき。
  - (4) 防火対象物の法定点検（防火対象物点検、防災管理点検）等を実施するとき。
  - (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施するとき。
  - (6) 内装改修、改築等の工事を行うとき。
  - (7) 大量の可燃物の搬入、搬出及び危険物又は引火性物品を貯蔵・取扱うとき。
  - (8) 臨時に火気を使用するとき。
  - (9) 火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき。
  - (10) 防火・防災上、建物構造の不備欠陥や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、又は改修したとき。
  - (11) 催物を開催するとき。
  - (12) 防火・防災管理業務の一部を委託するとき。
  - (13) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。
  - (14) 消防計画に定めた訓練を実施するとき。
  - (15) 統括防火・防災管理者から指示、命令された事項
  - (16) その他防火・防災上必要な事項
- 2 防火・防災管理者は、全体についての防火・防災管理に係る消防計画に基づき、各自の事業所の消防計画を作成し防火・防災管理業務を行わなければならない。
  - 3 防火・防災管理者は、相互の連絡を保ち協力しなければならない。

（全体についての防火・防災管理業務の一部委託） [ 該当 ・ 非該当 ]

- 第11条 会長は、委託を受けて建物全体についての防火・防災管理に従事する者（以下「受託者」という。）と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別紙に定める項目に基づき、自己チェックする。
- 2 受託者は、この計画の定めるところにより、会長、統括防火・防災管理者及び統括管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
  - 3 受託者は、受託した建物全体についての防火・防災管理業務について、定期的に統括防火・防災管理者に報告する。

## 第4章 全体についての防火・防災管理に係る消防計画に基づく訓練等

（被害想定）

- 第12条 別表2のとおり、被害想定を作成したものであり、各事業者の管理権原者等は、消防計画作成にあたっては、当該被害想定に対応した対策及び訓練を行うものとする。

（点検、検査）

- 第13条 防火対象物・消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び建物等の検査は、次による。
- (1) 防火対象物の法定点検（防火対象物点検、防災管理点検）等

ア 防火対象物の法定点検（防火対象物点検、防災管理点検）等は、各事業所の管理権原の及ぶ範囲について各事業所の管理権原者の責任により行う。

イ 点検を実施する場合は、各事業所の防火・防災管理者は点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、                    の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、点検業者に委託して行う。

(3) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、共用部分については、                    、各事業所の占有部分は、各事業所の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、法定点検の合間に行うものとし、実施方法、時期等は各事業所の消防計画による。

(4) 建物・電気設備等の点検・検査等

ア 建物・電気設備等の定期検査等は、                    の責任により行う。

イ 建物、電気設備、火気設備器具、避難設備及び防火設備等の自主点検は、共用部分については、                    、各事業所の占有部分は、各事業所の責任により行う。

ウ 自主点検を実施する方法、時期等は、各事業所の消防計画に基づき実施する。

(防火・防災管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第14条 統括防火・防災管理者及び各事業所の管理権原者又は防火・防災管理者は、前条で点検した結果及び防火・防災管理業務に必要な書類等を取りまとめて防火・防災管理維持台帳を作成、整備及び保管する。

(不備欠陥箇所の改修)

第15条 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び建物等の検査で発見された不備欠陥箇所の改修等は、第13条の責任範囲により各事業所の管理権原者又は防火・防災管理者が行う。

2 自主チェック、防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、各事業所の防火・防災管理者は、改修計画を樹立し、改修を行う。

(従業員等の遵守事項)

第16条 従業員等が火気使用設備・器具を使用するときの遵守すべき事項については、各事業所の消防計画に定めること。

(工事中の安全対策)

第17条 会長は、複数の事業所(共用部分も含む。)にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、統括防火・防災管理者及び当該工事を行う防火・防災管理者と協力して、必要に応じ川崎市火災予防条例第59条に規定する「防火対象物の改装

工事等の届出」を作成させ届出をする。

(自衛消防訓練)

第18条 統括防火・防災管理者は、全ての事業所が参加する自衛消防訓練を実施するよう努める。

2 各事業所の訓練は、各事業所の消防計画に定めるところにより実施する。

(訓練の内容)

第19条 訓練は、次の要領で実施する。

- (1) 総合訓練は、本部隊と地区隊が一体となって、年2回( 月、 月)実施する。
- (2) 統括防火・防災管理者は、前号の訓練を実施する場合は、あらかじめ所轄消防署へ「消防訓練実施計画報告書」を届出する。
- (3) 建物全体で行う訓練は、本部隊と地区隊が一体となって実施する。
- (4) 統括防火・防災管理者は、訓練の実施結果について、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させる。また、訓練を実施した結果は「消防訓練実施結果報告書」により所轄消防署へ届出する。

## 第5章 避難施設の維持管理等

(避難施設等における遵守事項)

第20条 防火・防災管理者、従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 避難口、廊下、階段、避難通路等の避難施設

ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。

イ 床面は、避難に際して、つまづき、すべり等を生じないように維持すること。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し、かつ開放できるとともに、開放した戸が廊下等の幅員を避難上有効に確保できること。

(2) 火災が発生したときの延焼防止、又は有効な消防活動を確保するための防火施設

ア 防火戸及び防火シャッターは、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。なお、防火戸の開閉範囲とその他の部分とは色別しておくこと。

イ 防火戸に接近して、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。

2 避難施設又は防火施設の機能を妨げるような物品等を発見した者は、直ちに除去しなければならない。なお、容易に除去できない場合は、速やかに防火・防災管理者に報告しなければならない。

(避難経路図の管理)

第21条 防火・防災管理者は、避難経路図を作成し、各事業所の消防計画により掲

出すとともに、これを自衛消防組織及び従業員に周知する。

## 第6章 災害等発生時の活動

(自衛消防組織の設置)

第22条 自衛消防組織は、次のとおり本部隊及び地区隊を設けるものとする。

(1) 本部隊

本部隊は、指揮・通報連絡班、消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班を設ける。

(2) 地区隊

地区隊は、管理権原(事業所)単位とし、原則として、それぞれ通報連絡班、消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班を設ける。

2 地区隊の地区隊長は会の協議により定める。

3 自衛消防組織の活動範囲は、本建物の管理範囲内とする。

(自衛消防組織の活動)

第23条 自衛消防組織の活動は、次による。

(1) 本部隊と地区隊とは、相互に連絡、協力して火災、地震等の災害に対処する。

(2) 本部隊の活動は、建物内のすべての地区の火災、地震等の災害に対処するものとし、地区隊の各係員と協力して災害活動にあたる。

(3) 地区隊の活動は、火災、地震等の災害が発生した地区の地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮のもとに初動対応を講ずるものとし、その活動方法は、各事業所の消防計画による。

(4) 火災、地震等の災害が発生した地区以外の地区隊の活動は、自衛消防組織の統括管理者の命令を受けた地区隊を除いて全て避難誘導にあたる。

(5) 休日、夜間等に災害が発生した場合には、在館中の自衛消防組織の要員と従業員全員が協力して自衛消防組織の任務を行うものとする。

(自衛消防組織の本部隊)

第24条 自衛消防組織の統括管理者及び本部隊の編成は、**別表3**の記載のとおりとする。

2 本部隊に自衛消防隊長を置き、自衛消防組織の統括管理者をもって充てる。

3 自衛消防隊長は、自衛消防組織を統括し、自衛消防組織が火災、地震及びその他の災害の自衛消防活動または訓練を行う場合、その指揮、命令、監督等の一切の権限を有する。

4 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに、自衛消防隊長への報告、連絡を密にする。

(本部隊の任務・体制)

第25条 本部隊の主な任務は、次のとおりとし、建物内の全ての場所から災害が発生した場合は、自衛消防隊長の直接指揮のもと、地区隊に対して強力なリーダーシ



ップをとり、初動対応及び全体の統制を行う。

- (1) 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握
- (2) 消防隊への情報や資料の提供、消防隊指揮本部との連絡
- (3) 在館者に対する指示
- (4) 関係機関や関係者への連絡
- (5) 消防用設備等の操作運用
- (6) 避難状況の把握
- (7) 地区隊への指揮や指示
- (8) その他必要な事項

2 本部隊は、地区隊が活動している場合、当該地区隊に対し、協力するとともに、指揮、統制を行い、他の地区隊に支援を要請し活動させることができる。また、消防隊が到着した際の、消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導等の消防隊への支援を行う。

3 自衛消防隊長は、自衛消防組織全体を指揮するとともに、本部隊を直接指揮する。

4 本部隊の体制は、指揮・通報連絡班、消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班により構成されるものとし、その任務は次のとおりとする。

(1) 指揮・通報連絡班

- ア 自衛消防隊長の補佐
- イ 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導等消防隊の支援
- ウ その他指揮統制上、必要な事項
- エ 被害・避難状況等の情報及び資料の収集
- オ 消防機関への通報及び通報の確認
- カ 自衛消防隊長の指示、命令の地区隊への伝達及び各地区隊との連絡

(2) 消火班

- ア 地区隊が行う消火作業への指揮指導
- イ 消防隊との連携及び補佐

(3) 避難誘導班

- ア 地区隊が行う避難誘導作業への指揮指導
- イ 非常口の開放及び開放状況の確認
- ウ 避難上障害となる物品の除去状況の確認
- エ 逃げ遅れ、要救護者の確認

(4) 安全防護班

- ア 地区隊が行う安全防護作業への指揮指導
- イ 非常電源の確保、及びボイラー等危険物施設の供給運転停止
- ウ エレベーター、エスカレーターの非常時措置
- エ 立入禁止区域の設定の確認

(5) 応急救護班

- ア 地区隊が行う応急救護作業への指揮指導
- イ 応急救護所の設置状況の確認
- ウ 負傷者の応急措置状況の確認
- エ 救急隊との連携、情報の提供

(地区隊の任務・体制)

第26条 地区隊の任務及び体制は、各事業所の消防計画による。

(活動の実施優先度)

第27条 自衛消防組織は、人命安全の確保を最優先目標とし、地震等により迅速な対応が困難な場合には、人命安全の確保に優先的に対応する。

(指揮命令体系)

第28条 火災、地震等が発生した場合、管理権原者又は指定された者は速やかに判断、指示に基づき、本部隊を防災センターまたは指揮本部に設置する。

2 自衛消防隊長が不在の場合の代行者及び優先順位は別表3のとおりとし、自衛消防活動に必要な権限を付与する。

(自衛消防組織の装備)

第29条 自衛消防組織の本部隊の装備並びに管理は、次による。

(1) 装備

ア 指揮・通報連絡班

(ア) 消防計画

(イ) 建物図面(平面図、配管図、電気設備図)

(ウ) 名簿(自衛消防組織の要員)

(エ) 携帯用拡声器

(オ) 本部隊旗

(カ) 照明器具(懐中電灯・投光器)

(キ) 情報伝達器具(トランシーバー)

イ 消火班

(ア) 防火衣

(イ) 消火器

(ウ) 可搬消防ポンプ

(エ) 破壊器具(とび口)

(オ) 防水シート

ウ 避難誘導班

(ア) マスターキー

(イ) 切断器具(ドアチェーン等切断用)

(ウ) 携帯用拡声器

(エ) 照明器具(懐中電灯)

(オ) 立入禁止区域設定用ロープ

(カ) 誘導標識(案内旗)

エ 安全防護班

(ア) キー、手動ハンドル(防火シャッター、エレベーター、非常ドア)

(イ) 救助器具(ロープ、バール、ジャッキ)

- (ウ) 建物図面（平面図、配管図、電気設備図）
- (エ) エンジンカッター
- (オ) 油圧式救助器具セット
- (カ) 立入禁止区域設定用ロープ

オ 応急救護班

- (ア) 応急医薬品
- (イ) 担架
- (ウ) 応急救護所設置機材
- (エ) 受傷者記録用紙
- (オ) 車いす
- (カ) 自動体外除細動器（A E D）

(2) 装備の管理

自衛消防隊長は、自衛消防組織の本部隊の装備品の管理責任者を定め、管理責任者は、自衛消防組織の本部隊の装備品について次の事項を行う。

- ア 防災センターまたは指揮本部などに保管し、定期的に必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。
- イ 点検結果を整備記録に記録する。

(地震及び警戒宣言が発せられた場合等の対策)

第30条 地震災害の各種予防対策、地震発生時の活動等及び大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合に、統括防火・防災管理者は、各防火・防災管理者に対して、指示、命令又は報告を求めることができる。

2 統括防火・防災管理者は、大規模な地震発生の際の地震予知情報又は警戒宣言が発せられた場合は、会長に報告するとともに各事業主等に周知する。

(警戒宣言が発せられた場合の自衛消防組織)

第31条 警戒宣言が発せられた場合の自衛消防組織は、次のとおりの編成及び任務とする。

(1) 本部隊

指揮・通報連絡班及び応急救護班は、情報収集班として編成し、次の任務を行う。

- ア 報道機関等による東海地震注意情報及び警戒宣言発令に関する情報収集並びに防火・防災管理者への連絡
- イ 周辺地域の状況把握
- ウ 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等による在館者への周知
- エ 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の再確認
- オ 在館者の調査

(2) 消火班及び安全防護班は、点検措置班として編成し、次の任務を行う。

建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安措置の再確認

(3) 避難誘導班は、平常時と同様の編成とし、次の任務を行う。

## 混乱防止を主眼とした退館者の案内及び避難誘導

### 2 地区隊

各事業所の消防計画による。

- 3 休日、夜間等に警戒宣言が発せられた場合には、在館中の自衛消防組織の要員と従業員全員が協力して自衛消防組織の任務を行うものとする。

#### (営業方針)

第32条 警戒宣言が発せられた場合の各事業所の営業は、各事業所の消防計画によるが、原則として営業を中止する。ただし、建物の安全性が確保されている場合にはその限りではない。

#### (事業所等の対策)

第33条 各事業所は、判定会召集情報又は警戒宣言が発せられたことを知ったときは、本部に積極的に協力し、人的、物的安全確保のため、各事業所の消防計画に基づき、防災上の措置及び対策を推進する。なお、各事業所の警戒宣言が発せられた場合の対策については、各事業所の消防計画による。

#### (地震対策委員会の招集)

第34条 会長は、判定会召集を知ったときは、地震対策委員会を招集し、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 判定会召集情報の伝達
- (2) 自衛消防組織の任務の確認
- (3) 建物全体及び各事業所の出火防止のための応急措置対策の確認
- (4) 時差退社の決定及び残留者の決定
- (5) 非常用食料、飲料水その他備蓄品の確認
- (6) その他必要事項

- 2 地震対策委員会の構成は、会構成員及び自衛消防組織の地区隊長以上をもって構成する。

#### (情報の収集、伝達)

第35条 情報の伝達は、報道機関等からの正確な報道をもとに自衛消防隊長等が確認のうえ、放送設備等を使用し、在館者等に伝達する。また、事前措置として各事業所は従業員に定められている暗号放送等で行い、警戒宣言が発せられた場合もこれに準じて伝達する。

#### (警戒本部の設置)

第36条 会長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒本部を防災センターまたは指揮本部に設置する。

- 2 本部の構成員は、地震対策委員会と同様とする。

- 3 警戒本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の緊急点検、被害防止措置等の進行管理

(2) 計画に定められた事項のうち、重大な内容の臨時的変更

(3) 計画に定められた事項以外の重要事項の決定

(4) 自衛消防組織、従業員等に対する指示・命令

4 自衛消防組織の本部隊の各班及び地区隊長は、応急対策、時差退社等の進行状況等必要な事項を、随時、本部に報告する。

5 警戒本部には、本部の位置を示す表示板、各階の平面図、トランシーバー等の本部の活動に必要なものを準備する。

(警戒宣言が発せられた場合の伝達等)

第37条 警戒宣言が発せられたことの伝達は、避難誘導班の配置完了後、放送設備により行う。

2 放送内容、建物の安全性、周辺状況、交通状況及び行動予定等を盛り込む。

3 自衛消防隊長は、地区隊の避難誘導班に指定されている者を所定の場所に配置する。

(誘導案内)

第38条 避難誘導班は、携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の位置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行う。

2 混乱を防止するために、原則として避難階に近い階層より順次行う。

(火気使用の中止等)

第39条 警戒宣言が発せられた場合は、禁煙とし、火気設備器具等の使用を原則として中止し、やむを得ず使用する場合は、防火・防災管理者の承認を得て必ず従業員に監視させ、直ちに消火できる体制を講じておく。

2 危険物の取扱いは直ちに中止し、やむを得ず取扱う場合は、防火・防災管理者の承認を得て出火防止等の安全対策を講じた上で行う。

3 エレベーターは、地震時管制運転装置付のものを除き、運転を停止する。

(本部隊が実施すべき事項)

第40条 本部隊が実施すべき事項は、次による。

(1) 情報収集班

ア テレビ、ラジオ等の情報又は防災機関等により警戒宣言に関する情報を収集するとともに周辺状況を把握する。

イ 本部長の指示により必要な情報を提供し、とるべき措置を伝達する。

ウ 防災資機材の準備確認

(2) 避難誘導班

避難上必要な施設及び資機材の点検確認

(3) 点検措置班

ア 火気設備器具の使用制限又は停止の確認及び設備器具の転倒、落下の防止措置の確認

イ 建物の附属施設、設備、物品、器具等の破損、転倒、落下等の防止及び補

### 強のための措置

- ウ 消防用設備等、電気設備、非常用電源等の点検確認
- エ 危険物の漏洩、流出の防止又は薬品の混触発火防止措置の確認

(工事及び高所作業の中止)

第41条 建物等における工事及び高所作業等については、事業所ごとに工事資機材等の安全措置を施して工事並びに高所作業等を中止させる。

## 第7章 教育

(教育)

第42条 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理業務に従事する者に対して、防火・防災管理業務に必要な知識、技術を高めるために教育を行う。

- 2 従業員に対する教育は、各事業所の消防計画による。
- 3 自衛消防隊長及びその直近下位の内部組織を統括する者（班長）等に対する講習の受講等については、第44条による。

(教育の内容)

第43条 防火・防災管理業務に従事する者に対する防火・防災教育の内容は、次による。

- (1) 全体についての防火・防災管理に係る消防計画の周知徹底
- (2) 各事業所の責任範囲とその業務
- (3) 自衛消防組織の編成とその任務
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 災害対策に関する事項
- (6) 防災センターまたは指揮本部の役割とその重要性
- (7) 警戒宣言が発せられた場合の応急措置対策等に関する基本事項
- (8) その他防火・防災管理上必要な事項

(自衛消防組織の構成員の教育)

第44条 自衛消防組織の統括管理者に就く者は、令第4条の2の8第3項第1号に規定する講習を受講した有資格者又は消防法施行規則第4条の2の13によって統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者をもって充てる。

- 2 自衛消防組織の本部隊の次の班の各班長に対しては、消防法施行規則第4条の2の13により統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者を除いて、令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習を受けさせるものとする。

- (1) 指揮・通報連絡班
- (2) 消火班
- (3) 避難誘導班
- (4) 安全防護班

(5) 応急救護班

3 自衛消防組織の構成員は、計画的に技術取得・維持のための訓練を実施する。

(経費の分担)

第45条 会において経費を必要とする事業を行うときは、その都度、協議し経費の分担を定める。

附 則

この計画は、年月日から施行する。